

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 基本情報

国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020年6月13日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政などのキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。2019年に誕生したスリランカ新政権の選挙マニフェストにおいても10の主要政策の一つとして人材育成を掲げている他、財政政策、投資政策、災害管理を重要な課題と位置付けている。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）は、これらの課題に対応するために必要な政府の政策立案能力、政策実施能力を強化するための若手行政官の育成として位置付けられる。本事業は、下記の開発課題分野の人材育成を実施する。

1) 公共政策・財政

スリランカは、2018年に一人当たりGNIが4,060ドル（世界銀行、2019年）を超え、中進国入りを果たした。新政権は2025年までに経済開発を一層加速し、国民所得のさらなる向上を目標としているが、財政は低い税収等に起因する慢性的な赤字状態にある。また、国際収支についても恒常的に赤字であり、海外労働者送金及び観光収入による黒字で相殺する構造となっている。対外債務は対GDP比63.9%（国際通貨基金（IMF）、2020年）と高い水準にあり、財政管理のための人材育成が不可欠であり、本事業はその解決に資する支援として位置付けられる。

2) 開発経済

2009年の紛争終結後から、スリランカの実質GDP成長年率は比較的安定していたが、2014年以降はマイナス成長が続き、2019年の実質GDP成長年率は2.6%（IMF、2020年）にとどまった。今後、持続的な経済成長を達成し、所得倍増をもたらすためには、現在の経済・財政構造上の課題を踏まえ、健全な経済政策の立案が求められている。

3) ビジネス環境整備

産業の生産性と競争力強化のために、民間セクターにおける生産性向上と新

規産業育成、既存産業の高度化が重要であるとしている。そのうえで、政府の役割として、投資拡大に向けた制度整備、規制緩和による環境整備、グローバル経済に対応し得る人材育成に取り組むことに言及している。

4) 環境配慮・防災

スリランカでは、近年の経済活動活性化の過程において、環境破壊、環境汚染、都市部での交通渋滞、大気・水質・土壌汚染、産業廃棄物、生活ごみなどの問題が深刻化しつつあり、都市化に伴う環境問題への対応強化が課題となっている（公共投資計画、2016年）。また、2004年12月のスマトラ沖地震・津波災害を契機に、スリランカでは災害対策法が整備（2005年5月）され、防災省などの関連機関が設置され、災害対策及び防災体制強化に取り組んでいる。このように、経済発展に伴って生じている新たな課題や、気候変動・防災対策に対応可能な公務員の育成が求められている。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2018年1月）では、「質の高い成長の促進」、「包摂性に配慮した開発支援」、「脆弱性の軽減」を重点分野として設定し、これらの分野において人材育成を含む基盤整備などを促進することを定めている。また、対スリランカ民主社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年12月）においても、スリランカのさらなる開発促進のためには、インフラ整備のほか、政策支援や高度な人材育成などについての支援の必要性が高いとの分析をしている。本事業は、本方針に基づき以下の開発課題を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

1) 公共政策・財政

「質の高い成長の促進」の下、開発課題として「公共政策・財政」が含まれている。

2) 開発経済

「質の高い成長の促進」の下、開発課題として「開発経済」が含まれている。

3) ビジネス環境整備

「質の高い成長の促進」の下、開発課題として「ビジネス環境整備」が含まれている。

4) 環境配慮・防災

「脆弱性の軽減」の下、開発課題として「環境配慮・防災」が含まれている。

また本事業は質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4、持続的な経済成長を目指す SDGs ゴール 8、気候変動とその影響への緊急の対処を目指す SDGs ゴール 13 に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

スリランカにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、韓国、インド、中国、チェコ、ニュージーランド、オランダなどがあり、奨学金事業を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

スリランカの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 17 名（修士課程 15 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、スリランカにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

269 百万円（概算協力額（日本側）：269 百万円、スリランカ国側：0 円）

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、スリランカにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、スリランカ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財政・経済・政策開発省対外援助局、行政・内務・州議会&地方政府省、高等教育・技術革新省、人事委員会、在外公館、JICA スリランカ事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

該当なし。

2) 他援助機関等の援助活動

該当なし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

該当なし。

3) ジェンダー分類：「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値（2020年） | 目標値（2026年） |
|--------------------------------|------------|------------|
| 留学する学生数（人）： 修士 | 0 | 15 |
| 留学する学生数（人）： 博士 ¹ | 0 | 2 |
| 留学生の学位取得率 （%） ² | 0 | 95 |

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

強化される。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、開発課題である「公共政策・財政」、「開発経済」、「ビジネス環境整備」、「環境配慮・防災」の分野における政府の政策立案能力、政策実施能力の向上に資するものであり、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4、持続的な経済成長を目指す SDGs ゴール 8、気候変動とその影響への緊急の対処を目指す SDGs ゴール 13 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度の調査を行い、取りまとめる。

以 上